

令和7年度における「第2期三重県国民健康保険運営方針」に係る取組状況等について

国保運営方針の記載内容	取組の状況（R7年度）
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通しに関する事項	
第3節 赤字削減・解消の取組、目標年次等	
・赤字が発生した市町は、収納率向上や医療費適正化等の取組を積極的に行うとともに、適正な保険料を設定し、計画的、段階的に赤字の削減・解消を図ります。 ・全ての市町において、第2期運営方針の対象期間の折り返しである、令和8（2026）年度決算において赤字を解消することとします。	【令和7年度の取組】 令和7年度が赤字削減・解消計画の最終年度である1町についてヒアリングを実施し進捗状況を確認しました。 ・赤字発生市町数：4市町（H30～R5） うち解消市町数：3市町（R5決算後）
第4節 財政安定化基金の運用	
財政安定化基金を設置し、給付費増や保険料収納不足等により財源不足が生じた場合に県および市町に対し貸付・交付を行うほか、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑えるなど、安定的な財政運営の確保のために活用します。	【令和7年度の取組】 令和7年度に貸付・交付申請はありませんでした。 令和8年度納付金算定において、財政安定化基金（財政調整事業分）を活用しました。
第5節 市町に対する財政支援	
県2号繰入金（保険者取組支援分）を段階的に縮小し、県全体の納付金総額の減算に充てることで、標準保険料率の引下げを図っていくにあたり、各市町における納付金の減少と県2号繰入金の交付額の減少が必ずしも一致しないことで、県2号繰入金を充当しても財源不足が発生する市町に対しては、期間を限った形で、県財政安定化基金（財政調整機能分）等を活用し、その不足額の2分の1を支援することとし、引き続き制度の詳細を検討していきます。	【令和7年度の取組】 令和7年度は県2号繰入金（保険者取組支援分）総額の30%を県全体の納付金総額の減算に充当し、財源不足が発生する市町に対しては令和7年度に実施する令和8年度納付金算定において個別に減算を実施することで支援を行いました。引き続き納付金財政支援を適切に実施していきます。
また、標準保険料率の引下げを行っても、各市町の保険料に急激な上昇がみられる場合は、令和11(2029)年度の標準保険料率への統一の達成時期を3か年後ろ倒しして上昇幅を抑制することとし、これに伴い発生する財源不足に対しても同様の財政支援を実施することとして、あわせて制度の詳細を検討していきます。	【令和7年度の取組】 財政支援に関し、各市町に交付するのではなく全市町の標準保険料率の引き下げと安定化を図ることを目的として、令和8年度納付金算定において財政安定化基金（財政調整事業分）を10億円活用し、県単位での納付金の減算を実施しました。 （令和6年度に市町と協議を行い、3か年後ろ倒しする市町はなしとしました。）

令和7年度における「第2期三重県国民健康保険運営方針」に係る取組状況等について

国保運営方針の記載内容	取組の状況（R7年度）
第3章 市町における保険料の標準的な算定方法およびその水準の平準化に関する事項	
第2節 保険料水準の統一に向けた検討	
第2期運営方針期間では、全市町で負担を分かち合い、県全体で制度を支え合う仕組みづくりの次のステップとして、「完全統一」をめざしていくこととし、保険料水準の統一に向けた取組を計画的・段階的に実施していきます。	【令和7年度の取組】 保険料水準の統一に向けたロードマップの取組を着実に進めるため、現段階における課題を整理し、市町に提示しました。 （令和6年度に市町と協議を行い完全統一の目標年度を令和15年度としました。）
標準保険料率を統一の目安とし、第2期運営方針の対象期間である令和11（2029）年度までに、一定の幅（上限下限とも5%）を設けたうえでの標準保険料率への統一を行うこととします。 ただし、達成時期については、急激な保険料上昇を緩和する観点から、一定の場合に限って3か年度後ろ倒しし、上昇幅を抑制するといった例外を設けることとします。	【令和7年度の取組】 令和11年度標準保険料率のシミュレーションを行い、令和7年度の各市町の実際の保険料と比較を行いました。引き続き毎年度シミュレーションを行い、市町に提示していきます。 なお、令和6年度に市町と協議を行い、3か年後ろ倒しする市町はなしとしました。
各市町の標準保険料率に所得や人数のシェア以外の差が生じないように、納付金の算定に係る各項目について、市町個別の歳入・歳出項目を県全体の歳入・歳出項目とする、または市町個別の歳入・歳出項目としつつ保険料に影響しないような取扱いとする必要があります。	【令和7年度の取組】 「保険料水準の統一に向けたロードマップ」に基づき、令和7年度に実施する令和8年度納付金算定を着実に実施しました。 引き続き保険料水準の統一に向けた取組を推進していきます。
市町の保険料算定方式には、3方式（所得割・均等割・平等割）の市町と、4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）の市町がありますが、本県の標準保険料率の算定方式は3方式であり、これと一致させる必要性から、令和11（2029）年度までに、全市町の算定方式を3方式に統一します。	【令和7年度の取組】 令和7年度の県内市町の保険料算定方式は3方式が19市町、4方式が10市町となっています。 引き続き保険料水準の統一に向けた取組を推進していきます。
・各市町において、令和11（2029）年度までに、各市町の保険料率（医療分、支援金分、介護分ごと）を標準保険料率に近づけるように取り組み、一定の幅（上限下限とも5%）に収まっているかを確認するために、モデルケースによる検証を行っていくこととします。 ・達成時期の例外として、保険料に急激な上昇がみられる場合は、令和11（2029）年度の達成時期を3か年後ろ倒しして上昇幅を抑制することとし、この具体的な上昇率は、被保険者の負担の抑制と財政支援の規模の両面から検討していきます。	【令和7年度の取組】 令和7年度納付金算定の結果に基づき、令和11年度のシミュレーションを行い、市町に対して説明を行いました。 各市町に交付するのではなく全市町の標準保険料率の引き下げと安定化を図ることを目的として、令和8年度納付金算定において財政安定化基金（財政調整事業分）を10億円活用し、県単位での納付金の減算を実施しました。 引き続き保険料水準の統一に向けた取組を推進していきます。 （令和6年度に市町と協議を行い、3か年後ろ倒しする市町はなしとしました。）

令和7年度における「第2期三重県国民健康保険運営方針」に係る取組状況等について

国保運営方針の記載内容	取組の状況（R7年度）
第4章 市町における保険料の徴収の適正な実施に関する事項	
第2節 収納対策	
令和5（2023）年度までの目標収納率は、全国水準となることをめざし、国の保険者努力支援制度の評価対象である被保険者規模別全国上位5割（5割を達成している場合は3割）にあたる収納率としました。 令和6（2024）年度以降の目標収納率については、第1期運営方針の目標設定の考え方を基本としながら、市町数の多くを占める1万人未満のグループについて、国の保険者努力支援制度における市町規模別に沿う形で、1万人～3千人、3千人未満のグループに細分化したうえで、設定します。なお、既に目標収納率を達成している市町については、達成後の収納率を上回ることを翌年度の目標とします。	【令和7年度の取組】 令和5年度の目標収納率達成市町数は、8市町となりました。引き続き、目標収納率の達成に向け取り組んでいきます。
目標収納率を達成するため、県、市町、国保連合会で収納対策強化に取り組み、特に現年分の収納率向上に努めます。また、毎年度目標収納率の達成状況等を連携会議で報告するものとします。	【令和7年度の取組】 目標収納率の達成に向け、県、市町、国保連合会において取組を進めました。引き続き、目標収納率の達成に向け取り組んでいきます。 ・目標達成市町数（再掲）：11市町 ・全市町平均収納率（現年度分）：94.33%（令和5年度）
（1）市町の取組 収納対策強化の取組として、次の事項に重点的に取り組みます。特に口座振替について、令和8（2026）年度までに全市町において原則化することを目標とします。 ・納期内納付の取組：滞納の未然防止（口座振替の原則化） ・現年分の確実な徴収の取組：納付忘れの防止（電話催告等） ・滞納繰越分の早期対応と滞納処分取組：新規滞納発生防止（預金差押等） ・徴収できない事案の取組：滞納処分の執行停止等（庁内滞納組織への移管等）	【令和7年度の取組】 令和7年度において、口座振替の原則化等の収納率向上対策に取り組みました。今後も引き続き、収納率向上に向け取組を進めます。 ・全市町平均収納率（現年度分）：94.33%（令和5年度分）（再掲） ・口座振替の原則化：6市町
（2）収納事務の共同実施 各市町の目標収納率達成のため、市町が取り組む収納対策のほかに、県、市町、国保連合会が共同で収納対策の取組強化を行っていきます。 ・保険料の納期内納付等のための広報による周知および啓発の実施 ・徴収のノウハウの習得や事例等の情報共有を図るため、保険料徴収アドバイザーの派遣	【令和7年度の取組】 保険料（税）徴収アドバイザー派遣等に取り組みました。引き続き、共同実施が可能な取組について実施していきます。 ・周知・啓発実施市町数：17市町 ・保険料（税）徴収アドバイザー派遣数：2市町
（3）県の支援 ① 研修支援 収納担当者を対象に滞納整理事務処理に関するノウハウを習得するための研修会を開催します。 ② 財政支援 県繰入金（2号分）を活用し、収納率向上に資する取組を支援します。	【令和7年度の取組】 県・国保連合会共済による研修会の開催、県繰入金（2号分）を活用した収納率向上に取り組めました。今後も引き続き、収納率向上に向け取組を進めます。 ・収納率向上研修参加者数：37人（22保険者） ・県繰入金（2号分）活用市町数：9市町

令和7年度における「第2期三重県国民健康保険運営方針」に係る取組状況等について

国保運営方針の記載内容		取組の状況（R7年度）
	（４）その他の取組 滞納繰越分の収納率向上対策として、特別療養費の支給に関する手続き等について検討を進めます。 また、収納対策の取組において効果的である事例等については、全ての市町と情報共有を図ります。	【令和7年度の取組】 作業部会において、「保険料（税）の条例減免基準の統一」について検討を進めました。 今後も引き続き、作業部会において検討を進めます。 ・事務標準化・収納率向上部会における検討：2回
	滞納繰越分の収納率向上対策として、共同実施可能な収納対策及び三重地方税管理回収機構との連携について検討を進めます。また、収納対策の取組において効果的である事例等については、全ての市町と情報共有を図ります。	【令和7年度の取組】 滞納保険税の三重県地方税回収機構への移管を進めました。 今後も引き続き、滞納処分の収納率向上に取り組めます。 ・三重地方税管理回収機構への移管実績のある市町数：18市町
第5章 市町における保険給付の適正な実施に関する事項		
第2節 レセプト点検の充実強化に関する事項		
	引き続き、保険給付の実施主体である市町において点検を行います。県においては、レセプト情報等の検索・閲覧が可能であることから、広域的または医療に関する専門的な見地から市町が行った保険給付の点検を行います。また、県繰入金（2号分）を活用し、市町の取組を支援します。	【令和7年度の取組】 県医療給付専門指導員による市町のレセプト点検に対する指導・助言、県繰入金（2号分）を活用した点検強化に取り組めました。 今後も引き続き、レセプト点検の充実強化に取り組めます。 ・市町訪問による指導実施市町数：7市町 ・県繰入金（2号分）を活用した点検強化実施市町数：20市町
	国保連合会は、市町とレセプトの再審査結果などを共有することで、レセプト点検業務の適正化・効率化を支援します。	【令和7年度の取組】 令和7年度において、レセプト点検支援システム（NTTデータ関西）を活用し、再審査を実施し、エラー内容・再審査後の結果を、市町に公開する取組をしました。 また、引き続きレセプト点検支援システムのエラー項目の新規作成・修正を行い、より効果的なレセプト点検に取り組んでいきます。
	県は、レセプト点検員の資質向上のため、国保連合会と連携し、研修会の開催や医療給付専門指導員による指導・助言を行います。	【令和7年度の取組】 県・国保連共催による研修の開催、県医療給付専門指導員による市町のレセプト点検に対する指導・助言等に取り組めました。 今後も引き続き、レセプト点検の充実強化に取り組めます。 ・レセプト点検研修会への参加市町数：15市町 ・市町訪問による指導実施市町数（再掲）：7市町
	保険医療機関等（柔道整復等も含む）における複数の保険者にまたがる不正請求が発覚し、事案が「三重県保険医療機関等又は指定訪問看護事業所に係る不正利得の回収に係る事務処理規約」に基づく委託対象事案である場合、県は市町から委託を受け、不正請求等に係る費用返還を保険医療機関等に求めます。	【令和7年度の取組】 事務処理規約に基づく返還請求事案はありませんでした。

令和7年度における「第2期三重県国民健康保険運営方針」に係る取組状況等について

国保運営方針の記載内容	取組の状況（R7年度）
第3節 第三者求償事務の取組強化に関する事項 第三者行為求償事務の一層の取組強化を図るため、市町は数値目標等を設定し、取り組めます。県は、市町の数値目標等を把握し、求償事務の継続的な取組が行えるよう支援します。 県および市町は、ホームページ等を利用し、第三者の不法行為等によって医療機関を受診する際には、医療機関等に「第三者行為（交通事故等）による被害であること」を申し出る必要があることや、傷病届を市町に提出する義務があることの周知・啓発を行います。また、未届を解消するために国の通知をふまえた消防や警察等の関係機関との情報提供の体制を構築します。 県は、市町における事務が適切に行われるよう、国保連合会と連携し、研修会を開催するなど指導・助言を行います。 広域的な対応が必要で専門性の高い事案などにかかる求償事務の取扱いについて、県、市町、関係機関間で検討を進めます。	【令和7年度の取組】 各市町において第三者行為求償事務に取り組みました。 今後も引き続き、取組を進めます。 ・第三者行為による納付金調定件数等（令和6年度実績） 調定件数239件、調定額96,148千円 【令和7年度の取組】 各市町において周知・啓発に努めたほか、作業部会において関係機関との情報提供体制の構築に向け検討を進めました。 今後も引き続き取組を進めます。 ・ホームページ等での制度の周知及び各種申請様式等の掲載市町数：25市町 ・保健所と連携した食中毒にかかる情報提供市町への情報提供件数：5件 ・医療費適正化部会における検討：1回 【令和7年度の取組】 市町担当者の実務の基礎及び事務遂行に必要な専門的知識を学ぶため、第三者行為損害賠償事務担当者研修会を国保連主催により開催しました。 今後も引き続き第三者行為損害賠償求償事務の健全な運営に取り組んでいきます。 ・第三者行為損害賠償事務担当者研修会参加市町数：25市町 【令和7年度の取組】 令和6年12月に国から発出された通知等をもとに、他の都道府県の対応方針等について情報収集に努めながら、検討を進めます。
第4節 療養費の支給の適正化に関する事項 療養費の支給について、国保連合会にて療養費支給申請書の審査を行っています。県では、療養費支給申請書の受付・審査や患者調査実施による疑義等の市町からの問い合わせに対し、国保連合会、地方厚生局と連携し適切に対応することで、療養費支給の適正化を図ります。	【令和7年度の取組】 県、市町、国保連で連携し、療養費支給の適正化に取り組めました。 今後も引き続き取組を進めます。

令和7年度における「第2期三重県国民健康保険運営方針」に係る取組状況等について

国保運営方針の記載内容	取組の状況（R7年度）
第6章 医療費の適正化の取組に関する事項	
第2節 医療費の適正化に向けた取組	
市町は、保険者努力支援制度で示された取組をはじめとして医療費適正化への取組を積極的に進めることとします。県は、医療費適正化に関する先進的な取組事例を収集・情報提供など、この取組がさらに進められるよう支援を行います。	【令和7年度の取組】 マンパワー不足等の理由により、特定保健指導終了率が低い市町に対して人材派遣を行うなどの事業を実施し、特定保健指導終了率向上に取り組みました。引き続き事業を実施していきます。 また、生活習慣病予防を目的としてモデル市町に対して、市町、県、三重県国民健康保険団体連合会が連携した健康イベント、未受診者勧奨チラシの作成を行いました。
県は市町の保健事業を推進するため、国保データベース（KDB）システム等の情報基盤の活用により、県内市町における医療費の傾向や市町間の地域差などの医療費分析を行い、各市町の実態に即した健康課題を抽出し、特定健診や特定保健指導など、特に市町が重点的に取り組む保健事業に関して、県の保健事業推進支援員が市町を訪問して助言を行うなど、きめ細かな支援も引き続き実施していきます。	【令和7年度の取組】 保健事業推進支援員が県内全市町（29市町）に訪問して助言・支援を行いました。 引き続き助言・支援を行っていきます。
第7章 市町が担う事務の広域的および効率的な運営の推進に関する事項	
第1節 広域的及び効率的な運営による事務の軽減	
新たな事務の共同実施について、事務標準化・収納率向上部会等の場を活用して検討していくとともに、国保連合会において、これまで共同事業として実施してきた事務については、引き続き実施していきます。	【令和7年度の取組】 国保連合会において「資格確認書」の共同印刷を実施しました。 今後も引き続き、事務の共同実施に向けた検討を進めます。 ・資格確認書の共同印刷実施市町：21市町
第2節 各事務処理における基準の標準化	
被保険者に身近な資格、給付や保険料にかかる事務処理は、引き続き市町で行いますが、各市町で判断することとされている様々な基準等について、事務標準化・収納率向上部会にて、必要性を検討したうえで基準の標準化をめざします。そして、その検討の経過および結果を、マニュアル等の形で全市町に共有することとします。	【令和7年度の取組】 作業部会において、「保険料（税）の条例減免基準の統一」について検討を進めました。 今後も引き続き、作業部会において検討を進めます。 ・事務標準化・収納率向上部会における検討（再掲）：2回

令和7年度における「第2期三重県国民健康保険運営方針」に係る取組状況等について

国保運営方針の記載内容	取組の状況（R7年度）
第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項	
第1節 保健医療サービス・福祉サービス等との連携の推進	
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、住まい、予防および生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進するために、県および市町は、部局横断的な議論の場へ参画し、地域の実情に応じた保健医療と福祉サービスに関する施策との連携が進むよう取り組みます。 高齢者の健康保持・フレイル対策の重要性がますます高まることをふまえ、きめ細かな保健事業が展開できるよう、令和2(2020)年4月より、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が開始されました。これにより、高齢者の身近な立場で保健事業や介護予防を実施している市町と後期高齢者医療広域連合が連携し、後期高齢者の保健事業について、国保の保健事業や介護保険の地域支援事業等とを継続的かつ一体的に実施する体制の整備に取り組んでいることから、国保と後期高齢者医療制度の保健事業の接続を進めることで、より一層効果的に保健事業を実施していきます。	【令和7年度の取組】 高齢者の保健事業と介護予防に一体的な実施事業の体制整備について、県内全市町（29市町）が達成することができました。 今後は、より一層効果的な保健事業に取り組んでいきます。
第9章 施策の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整に関する事項	
県と市町で連絡調整を行う場として、連携会議を引き続き設置します。運営方針に基づく取組の進捗状況等を定期的に把握するとともに、意見交換や協議を行い、健全な国保財政運営のための施策の実施や見直しにつなげます。 連携会議のもと、引き続き国保財政運営部会、事務標準化・収納率向上部会および医療費適正化部会を設置し、課題検討や実務調整を行います。	【令和7年度の取組】 連携会議、各作業部会の開催により、課題検討、意見交換等を行いました。今後も引き続き、各会議の開催等により連絡調整等を進めます。 ・ 連携会議の開催による協議：2回 ・ 国保財政運営部会の開催による協議：2回 ・ 事務標準化・収納率向上部会の開催に係る協議：2回 ・ 医療費適正化部会の開催による協議：1回 ※開催回数はR7.12.31時点